

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

千葉県公安委員会委員長 秋 口 守 國

**千葉県公安委員会規則第6号**

**行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則**

行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中「保管者印」を「保管者」に改める。

別記第10号様式中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の行政不服審査手続に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。